

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田 悅子 ほか821名

被 告 国・東京電力株式会社

準備書面(45)

2017(平成29)年3月8日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	 代
同	廣	田	次	男	 代	
同	鈴	木	堯	博	 代	
同	米	倉		勉	 代	
同	笛	山	尚	人	 代	
同	渡	辺	淑	彦	 代	
同	坂	田	洋	介	 代	
同	吉	田	悌	一郎 外	 代	

第1 はじめに

1. 被害の甚大性・広範性・継続性からの精神的損害

今回の原発事故でもたらされた放射能災害は、日本史上空前の規模である。その被害はあまりに甚大であり、広範である。しかも、長期にわたり継続的被害をもたらすことは確実な状況である。

現地に滞在し続ける住民として、故郷の復興に向かいたくても、あらゆる局面で放射線問題がその行く手を閉ざし、容易に復興に向かえないという状況が続いている。

本来、浜通り地域は一体の地域であったはずである。その浜通りの真ん中に人が立ち入ることができない危険地帯が広がっているのである。地続きで、地理的・文化的にも一体の地域であるいわき市において、被害が波及しないはずはない。

放射性物質が厳然と存在することや、安定しない廃炉作業中の福島第一原発が存在することは、いわき市民をはじめ福島県に滞在せざるを得ない者の心に暗い影を落とし続けている。例えば、新鮮で美味しかったはずの地場産の野菜に対する疑心暗鬼、山菜、キノコなどへいまだに続く出荷制限、地元で水揚げされた魚に対する不安感など、原発事故以前でまったく想定していなかった不安が、生活上のストレスとなって、精神的負担となっているのである。

考えないようにしようとしても、北風が吹けば気になるし、汚染水問題が生ずるたびに海への影響が気になるのである。

折に触れ、放射線被ばくの不安に苛まれているのである。容易に除去されず、その将来的影響も計り知れない放射性物質は、世代を超えて影響が出るかもしれない、また、その影響は、人の遺伝子情報という生命体の根源的存在を傷つけているという恐れや心配が、日々滞在者へ強いストレスを与え続けているのである。

2. 曖昧な喪失感からの精神的損害

しかも、やっかいなことに、放射能被害は、外部被ばくや内部被ばくの恐れ

といった被ばく問題だけではない。五感に感じず、将来にわたり影響があるか否かも分からぬという「曖昧さ」ゆえに、放射性物質の影響について、人々それぞれとらえ方が異なる。その立場の違いが、人の心の分断や軋轢、対立などを生じさせている。その分断・軋轢・対立が、再び滞在者の新たな心理的ストレスとなっている。実にやっかいで、大きな問題であり、これが放射能被害の特徴の一つである。

3. 賠償の格差から生ずる精神的損害

さらに、避難区域ごとに機械的に区切られた賠償金のあまりの格差も無視できない。わずかな距離の違いで数倍から10倍以上の賠償額の格差がある。放射線量ばかりでなく、行政上の区分に従った避難指示区域の人為的な区分で、雲泥の差ともいるべき賠償の格差が生じているのである。

実際には、生活圏の変容、避難実行の事実、避難中の苦労、帰還後の生活不安などに格段の違いも無いのに、避難区域とそれ以外との間にあまりの賠償額の格差が生じている。わずかな距離の違いで、その外延部の滞在者には泣き寝入りを要求しているに等しいのである。

同様の被害に対しては、同様の賠償がなされてしかるべきであるが、現実には、そのようにはなっていない。その結果、悲しいことに地域住民の間に、分断と亀裂とを生じさせ、金銭賠償が新たなストレスとなり、精神的損害となっているのである。

4. 原発事故特有の損害

原発事故後の、この怒り、この残念な気持ちは、この地に身を置かないものにとっては、実感として分からぬであろう。原発事故により、豊かな地域環境、社会的なつながり、人の習慣に至るまで、すべてを変容させられてしまったのである。今まで、それぞれの住民が大切にしてきたものが台無しにされたのである。もともと福島県は「うつくしまふくしま」といわれ、その美しい自然や四季折々の食材に恵まれた地域であった。原発事故後、この福島が、「フクシマ」とカタカナ表記されるように、汚染地帯と思われ、この地域全体

の社会的評価が極限まで低下してしまったのである。あたかも地域全体が名誉棄損を受け続けているような気持にもなる。実際に福島県人としての社会的評価が低下していることについて、何とも表現しようのない、深い悲しみ、怒りを感じなら、何とか前を向いて生きて行こうとしているのが、現在の滞在者の日常である。

第2 受忍限度を超えた憲法上の権利侵害と私人間効力

1. 人権問題であること

これだけの甚大な被害を地域住民全体に与え、被害がいつ回復するかもわからない継続性が認められ、地域住民に深い悲しみ、怒り、絶望感を与えるという被害は、原発事故特有のものである。

そしてそれは、単なる不快感や不安感を超えて、滞在住民一人一人の基本的人権が日々侵害され続けているといえる損害である。

騒音や悪臭などとレベルの異なる被害である。「受忍限度」などと簡単な言葉で置き換えられるほど軽い権利侵害ではない。原発事故が周辺の滞在者に与え続けている被害は、憲法上の人権侵害の問題である。

2. 私人間効力

憲法は、伝統的には、国と国民との間を規律する法である。しかし、資本主義の高度化にともない、社会の中に、企業、団体等の巨大な力をもった国家類似の私的団体が数多く生まれ、それによって、一般国民の人権が脅かされる事態に至っていることから、日本国憲法の基本的人権の規定は、一定の場合、国民と国民の私人間においても適用される（私人間効力）。

もともと、被告東電は、まさに巨大な力を持った企業であり、しかも原発事業は、官民一体となって導入した国策民営事業であった。さらに、現在、被告東電の倒産防止のために、多額の公金が東電支援に回され、その実態は、国の機関の一つとなっているといえる。

そうすると、憲法の人権規定に規定された価値は、不法行為の解釈等を通じ

て、被告東電と原告らとの間に適用されるといえる。

原子力災害が、受忍限度を超え、いかに人権侵害となっているか、それが、不法行為における権利侵害であることを確認する。

第3 憲法上の権利侵害

1. 平和的生存権（平穏生活権）

日本国憲法前文には「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として「平和的生存権」を保障している。二度と人権の最大の侵害である戦争を繰り返さず、そのような戦争状態に国民は置かれることの権利を有しているのである。

福島原発事故の被害は、戦争と同じではもちろんない。しかし、その放射能汚染という被害は、20世紀という戦争の世紀に作られた原爆の残滓であると言え、そこに共通性がある。しかも、今回の原発事故は、原爆における一挙的な放射能の放出ではなく、放射性物質が外部に放出され、それが消えることなく長期にわたって被害を及ぼすという意味で原爆以上の被害があるのである。

当時の内閣総理大臣であった菅直人が回想しているが「200キロ圏の避難が必要とのシミュレーションもあった。」と述べている。ほとんど首都圏全部である。首都圏3千万人の避難となれば、日本が社会的に機能しない状況に陥り、国が国として成り立つかという瀬戸際であったといえる。どれだけの放射能が環境中に放出されたかといった結果論だけでは、原発事故の被害は正しく評価されない。福島原発事故は「国がつぶれる」最悪の事態の可能性もあったということである。

当然、これだけ巨大な被害は、滞在住民に大きな、しかも特異なストレスをもたらす。放射能は見えず、音もせず、臭いもなく、熱くも冷たくもない。五

感に感じられないことが、かえって人々を耐えがたい不安な心理に追いやるのである。その影響が「分からぬ」ことが、さらにストレスになるのである。低レベルの放射線がどんな健康被害を及ぼすかについては定まった知見がない。年間 100 ミリシーベルトに及べば、約 0.5% 程度ガンの発生がふえることは確認されているが、それ以下の場合の被害予測が不確実である。本来なら、大事をとて、予防的な対応をする方が賢明であるが、膨大な数の人々の長期にわたる避難・移住という事態となり、その被害と犠牲は計り知れないので、緊急時にあっては、平常時とは異なる被曝許容量（暫定規制値）を適用せざるを得ないと判断とならざるを得ないのである。まさに、適當なところで「放射能と折り合う」ことを強制されているのである。

当然、加害者の一人である政府が公表する情報に全面的な信用を寄せることができず、滞在者は疑心暗鬼の心理となっている。こうした社会心理状態の下では、安全サイドの情報は信用されず、危険サイドの情報ばかりが影響力を持つという、マイナス指向の情報環境に人々は陥ってしまうのも当然のことである。

仮に、低レベル放射線の被曝で将来ガンになる住民が相当数あるとしても、国民の約半数がガンで死ぬ状況の中で被曝による死亡を確認することは不可能である。被害者であっても被害者と認定されない理不尽さがそこにはあるのである。

容易に取り除かれない放射性物質の存在は、滞在者住民に継続的な「放射性ストレス」をもたらし続け、憲法上の人権（平和的生存権、平穏生活権）が侵害され続けているのである。

2. 幸福追求権

憲法第 13 条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。

幸福追求権の内容は多種多様であるが、「家族とともに暮らすこと」「希望

を持って生きること」「差別されずに生きること」などがそこに含まれることは当然である。放射能汚染による被害は、滞在者のこれらの権利を制限し続けているのである。

いわき市をはじめ、自主的避難等対象地域では、初期の段階では、多くの住民が避難を実行した。また、その後も、子どもと母親と一緒に避難し、父親と高齢者は地元に残るなど数多くの家族が引き裂かれている。当たり前の権利である「家族とともに暮らすこと」ができない状態になっているのである。

放射能災害は、多くの地域や住民から「希望を持って生きる」権利をも奪っている。福島県の人口も短期間で 202 万人台から 189 万人台にまで減少してしまった。高齢化、過疎化、限界集落化が一気に進んでしまっている。若い層が残らない地域に未来の希望を感じろといつても無理である。

ガソリンスタンドで給油を拒否、旅館で宿泊を断られたとか、昨今では、多数の福島県の子供たちへのいじめが問題となっている。このような福島県民に対する社会的差別が厳然として存在している。名誉棄損における社会的評価の低下が続いているに等しい。名誉棄損による損害賠償額は増額化傾向にあるが、自主的避難等対象区域の大人への賠償が、わずか 4 万円というのである。

3. 教育を受ける権利

憲法第 26 条は「すべて国民は、法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と記している。福島県内外に転校・転園した小中学生・幼稚園児は平成 23 年 9 月現在で 17,651 人であり、その後もほとんど戻ってきていない。転出者の 7 割は放射線被ばくに対する不安を理由にしている。これは県内の小中学生・園児約 21 万人の約 8 % に当たる。子どもの転出・転校をめぐっては、地域内、家族内にも重苦しいストレスがかかるものである。同級生が一人二人といなくなっていくのを目の当たりにする子どもの不安があり、転校する子どもにとってもつらい事態となっている。

高等教育を含め、福島県の学校教育は今後長期にわたり地盤沈下の一途をたどる恐れがある。このような教育基盤の低下は、滞在者の心に大きな負担とな

っているのである。

4. 勤労の権利

憲法第27条は、「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う」と定めている。原発災害によって勤労の権利を奪われている人が非常に多くいる。例えば、農業に従事している住民は、将来にわたって、従来のような農業ができないかもしれないという不安に直面しているのである。農業の喜びは、丹精して生産した作物が、評価され、いい値段で買ってもらえたときに味わえるものだろう。ところが、福島県の多くの農産物は、作っても売れなかったり、あるいは値崩れをきたしたりしている。売れるかどうか分からない作物を作る、作らなければ賠償が請求できないから作るということに、農業の喜びを見出すことはできない。

また、いわき市は、海の街である。そのいわき市では、いまだに、漁業の本格操業が行われず、汚染水問題という新たな被害が日々発生し、採捕禁止魚種は存在し、試験操業で様子を見る状態が続いている。その周辺産業（水産加工、鮮魚小売、料亭など）にも大きな影響を及ぼしている。

観光業についても、観光交流人口はいまだに回復していない。海に関連する食品産業や、食と観光の産業にもいまだに大きな影響を及ぼしている。

さらに、「自主避難」（母子避難）継続による子供の減少はいわき市も例外ではない。今まで家族連れで福島に滞在していたはずの家族の多くは単身赴任で来るようになり、少子化傾向に歯止めがかからない状態である。子供関連の産業（幼稚園、塾など）にも影響を及ぼしている。

浜通りの一部である相双地区の商圏が喪失してしまったために、特に小規模零細企業の商圏が失ったままの状態が続き、代替できる取引先を失ったままの状態が続き、それが滞在者のストレスにもつながっているのである。

勤労は、人間にとて、人の生活を支える糧を稼ぐ手段ばかりではなく、勤労自体に生きる意味を感じるものである。その勤労の場が放射性物質によって大きな侵害を受けているのである。

5. 小括

以上のとおり、憲法が保障しているはずの人々の諸権利、人らしく生きる権利が、原発事故によって日々奪われているのである。受忍限度か否かなどという微妙な話ではないのである。まさに、人権侵害の問題である。

第4 中間指針追補等を超えた損害

1. 被告東電の主張の骨子

被告東電の主張を一言で述べれば、中間指針追補（平成23年12月6日）等で自主的避難等対象区域内の住民の損害は、十分に賠償されているのであるから、追加の賠償は一切必要ないというものである。

本当にそうであろうか。中間指針では想定していなかった自主的避難等対象区域の損害というものはないのか。例えば、自主的避難等対象区域の一般の人への精神的損害は、4万円のみという金額で十分と言えるのであろうか。

2. 中間指針追補等の損害の発生根拠

中間指針追補等の損害の発生根拠を確認する。

中間指針追補（平成23年12月6日）は、「発生当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合、及び、本件事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合が考えられる。同時に、当該地域の住民は、そのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう上記の恐怖や不安も無視することはできないと考えられる。」

「いざれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子

力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある。」として、損害賠償の発生根拠があるとしている。

そして、損害の内容としては、

ア 「放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

- i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

イ 「放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

- i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」

としている。

そして、慰謝料の対象期間や金額については、

「①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主

的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。」

ちなみに、ここで「本件事故発生当初の時期」とは、前述の通り、ADR実務から推測すると、平成23年4月ないし同年5月頃までのことだと思われる。また、ADR和解実務からすれば、慰謝料部分は大人1人4万円であり、これを被告も承諾した上、和解が多数成立している。

また、中間指針第2次追補では「平成24年1月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする。」としている。

被告東電は、上記第2次追補に基づき、原告らを含む自主避難等区域の住民に対して、生活費増額分として大人1人あたり4万円を支払ったが、慰謝料は支払っていない。

3. 中間指針追補等の対象損害の包摂関係

「損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個々人に対してなされるべきである。」「自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、中間指針追補では、下記の〔対象者〕に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする。」

また、「中間指針追補で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」としている。

原告らは、まさに「中間指針追補で対象とされなかつたもの」並びに「中間指針追補で対象とされたものであつてもその対象期間外も損害が継続していること、及び「中間指針追補で対象とされ」たものであつてもその金額を上回る損害があることをそれぞれ主張・立証するものである。

4. 中間指針追補や第2次追補で対象とされなかつた原告らの精神的損害

少なくとも、以下の17項目の損害については、中間指針追補等に含まれない損害であるか、到底、その金額では評価尽くせない損害である。

① 初期被曝したことの不安による精神的損害

中間指針追補は、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害された」こと、または「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害された」とされていることから、初期被ばくしたこと自体や初期被ばくした不安を損害と考えていないものと考えられる。

いわき市においても、本件原発事故により放出された放射性物質が降り注いだことは明白であり、原告らは、程度の差はあれ、それにより外部被ばくまたは内部被ばくしたことは明らかであり、初期被ばくしている。このような初期被ばくを強いられたことは、その後の原告らの人生において重い影を落とす損害であり、その精神的損害は深く、原告らの心の傷として決して消えることはない（幸福追求権及び生存権の侵害）。

また、この初期被ばくは、本件原発事故前的一般公衆に対する放射線基準をはるかに上回る放射線被ばくであるから、受容限度内であるとはいえない。

② 究極の決断を迫られたことによる精神的損害

放射線被曝を避けるための避難をするかどうかの決断を迫られたことによる精神的損害は、中間指針追補の「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害された」こと、または「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害された」だけに評価尽くされるものではない。

危険がある中で、子供を外に出して逃げていいのか、逃げた場合、津波やがけ崩れ、道路の寸断などでかえって危険を冒すことになるのではないか、しかし、このままでは時間の問題として放射能で被ばくしてしまうという恐れ、究極の葛藤の中で避難するか、滞在するかについて、究極の選択をしたことは、到底、4万円などで評価できるものではない。

③ 放射線被曝を避けるために避難を実行中・移動中の精神的損害

自主避難者の場合、強制避難者と異なり、どこに避難すべきかについて避難場所も用意されず、行政からの指示もなく、逃げ場所を自ら選択しなければならなかつた。田舎の人間が、どこに避難していいかもわからずに、伝手を頼り、分からぬ道を運転し、ガソリンも足りない状況で、目に見えない放射性物質から逃れようと逃げたことの被害が、4万円などで評価できるはずもない。

④ 避難実行中の自主的避難に伴う葛藤や精神・身体の不調、生活の苦労、家族の争いなどにより生じた精神的損害

避難実行中の精神的負担は、中間指針が述べるような「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害された」程度で評価することはできない。自主的避難後の生活の大変さ、身体の不調、生活の苦労、避難先の家族との争いなどが生じてしまつてゐる。これも既払金の4万円などで到底評価することはできない。

⑤ 滞在者の精神的損害と避難者受け入れ側としての苦労（精神的損害）／高齢者のみが残されたことに対する苦労

強制避難者を受け入れる側の苦労や、若い人を中心に避難してしまい介護の必要な高齢者が残されてしまったことによる損害も、中間指針追補では想定していない損害である。

⑥ 自主避難による家族分断による精神的損害

自主的避難により生じた家族の分断・別離による精神的損害上記中間指針が示す精神的損害とは別物である（幸福追求権及び平穏生活権、並びに居住の自由の侵害）。前記の通り、中間指針は、放射線被ばくを避けるための場所的移

動に伴う苦痛や不便さに対する精神的損害を射程としていると解されるからである。実際にも、避難指示区域の住民に対しては、ADR 実務において、それまで一緒に大家族で住んでいた者が避難先別にグループ分けされたことによる家族別離に関する慰謝料は、別途増額が一般的に認められており、被告との間で和解が成立している例が多数存在する。

⑦ 子どもの親、または孫の祖父母として、子どもや孫の将来の放射線被曝による健康被害や結婚・出産の問題、差別を心配することによる精神的損害
上記中間指針が示す精神的損害とは別物である。これらの精神的損害も原発事故がなければ、子どもや孫の将来の放射線被ばくによる健康被害や結婚・出産の問題、差別を心配することはなかったという意味で因果関係はある（幸福追求権の侵害）。各原告、その子どもや孫の将来の放射線被ばくによる健康被害や結婚・出産の問題、差別を心配することが自分自身の心の損害となっているのである。

⑧ 原発事故後、病気になったり、原因不明の体調不良に悩まされて、それが放射線被曝が原因なのではないかと不安を抱くことによる精神的損害
上記中間指針追補等が示す精神的損害とは別物である。前記の通り、原告らはいずれも初期被ばくしているが、その後病気になったり原因不明の体調不良に悩まされて、放射線被ばくが原因なのではないか・・・と不安を抱くことによる精神的損害を負ったものである（幸福追求権及び生存権の侵害）。どうしても悪い方向で考えてしまうことの精神的負担が極めて大きいのである。

⑨ 放射性物質の拡散により、浜通りの清らかで豊かな自然を堪能する豊かな生活を奪われたことによる精神的損害

中間指針は、放射線被ばくを避けるための場所的移動に伴う苦痛や不便さに対する精神的損害を射程としていると解され、浜通りの清らかで豊かな自然（海、山、川）を堪能する豊かな生活を奪われたことによる精神的損害を含まない。

⑩ 放射性物質の拡散により、自然豊かな食生活を奪われたことによる精神的

損害

中間指針追補等は豊かな自然を堪能する豊かな食生活を奪われたことによる精神的損害を含まない（幸福追求権の侵害）。

⑪ 放射線被曝から身を守るための対策をどうするかについて考え方の違いにより家族間や地域間に生じた分断による精神的損害

放射性物質は目にも見えず、その将来的影響についても定説があるとは言えないことから、放射性物質のとらえ方の違いなどによって、家族間や地域社会に分断が生じてしまうのである。それにより、いわば二次的被害として、精神的負担が生ずることとなる。これは中間指針には含まれない損害類型である。

⑫ やりがいを持っていた仕事を失ったことによる精神的損害

上記中間指針が示す精神的損害とは別物である。仕事が人生に占める比重は大きい。その仕事を失うことは、精神面に大きな影響を生じさせる損害である。「やりがいを持っていた仕事を失ったことによる精神的損害」は幸福追求権の侵害として別の損害類型である。

⑬ 避難指示の有無、損害賠償金格差などの差別を感じることにより生じた精神的損害

放射性物質を避けようとして避難するという行動 자체は全く同様であるが、単なる政府からの避難指示の違いにより、大きな賠償の格差が生ずることにより、差別的取り扱いを受けていることについての精神的損害は、中間指針には含まれない損害である。損害賠償金格差などの差別は、平等権（憲法14条）に違反するものである。国策民営企業において、また、多くの税金が投入され、国の機関としての様相を呈する東電において、差別的取り扱いは、平等原則違反となる。

⑭ 除染が不十分な中で、高線量の放射線被曝を強いられ生活を送らなければならぬことによる精神的損害

放射性物質という場合によっては生命や健康に危険のある物質と隣り合わせの中で生活を余儀なくされることは、中間指針がいう「日常生活阻害」程度

の問題ではない。この精神的損害をすべて補うための慰謝料は、既払金の4万円のみでは到底足りないというべきである。

⑯ 居住している建物や敷地の除染作業を自ら行うことを強いられたことによる精神的損害

放射性物質が生活圏内に存在したことから、除染を待てず、今後の子供や孫の健康影響に鑑みて、危険を承知で自主除染をした住民が多い。その被ばくの影響や今後の影響への心配は、やはり中間指針追補等が想定していない損害である。

⑰ 自宅の庭や敷地、生活圏や校庭・園庭などに置かれた、または、埋められた除染廃棄物と隣り合わせの生活を余儀なくされる精神的損害

側溝の除染未了、校庭・園庭・近所の仮置き場などにそのまま置かれ、または、埋められた除染廃棄物を日常生活の中で感じながら生活を送らなければならない精神的負担は、中間指針ではカバーされていない精神的損害である。

⑱ 原発事故による放射能汚染のために福島で生きる誇りが傷つけられたことによる精神的損害

原発事故による放射能汚染がなければ、自分の住む福島の社会的地位が大きく低下し、土産物を送るにも躊躇され、自分が福島出身であることも躊躇を覚え、まるで、名誉棄損状態（社会的地位の低下状態）をずっと受け続けていることの精神的損害は、中間指針とは別の賠償として賠償の対象とすべきであり、到底4万円などで評価できるような損害ではない。上記中間指針が示す精神的損害とは別物である。

第5 今後の立証予定

中間指針追補等を超える、人権侵害となる受忍限度を超えた各原告の損害について、次回まで（遅くとも次々回までに）、原告の代表陳述書を、上記各損害項目に整理して提出する予定である。

以上